

令和２年度 奈良県在宅医療実態調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

１ 趣旨

在宅医療実態調査を事業者には業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

２ 業務概要

（１）名称

令和２年度奈良県在宅医療実態調査業務

（２）契約期間

契約締結の日から令和３年３月１２日（金）まで

（３）業務の内容

別紙「令和２年度 奈良県在宅医療実態調査業務委託仕様書」に示す内容の業務を実施

（４）委託料上限額 ４，１８０千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）担当部署

〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０（奈良県庁舎主棟３階）

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課 在宅医療・医療連携係

TEL: ０７４２－２７－８６７６

FAX: ０７４２－２２－２７２５

３ 参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者名簿（営業種目コード：Ｑ４検査・分析・調査業務③調査分析業務）に登載されている者であること。
- （３）参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- （４）公告日から過去５年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から在宅医療又は介護に関わる専門職を対象とした調査（アンケート調査又はインタビュー調査）業務を受託し、かつこれを誠実に履行した実績があること。

４ 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

５ 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

（１）交付期間

令和２年８月２４日（月）から９月９日（水）まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県庁舎主棟3階)
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課 在宅医療・医療連携係

(3) 交付資料

(2) に示す場所において次の書類を交付する。

- ・公募型プロポーザル実施要領 (本書)
- ・業務仕様書
- ・提出様式 (様式1～様式10) 及び質問票 (様式11)

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載する。

(奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 質疑及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、【様式11】「質問票」を下記までファックスにて送付すること。件名は「在宅医療実態調査に関する質問」とすること。(審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。)

(2) 提出先

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課 在宅医療・医療連携係
FAX: 0742-22-2725

(3) 質問票提出期間

令和2年8月24日(月)から8月31日(月)午後5時まで

(4) 質問への回答

各事業者からの質問を全てまとめ、質問者の氏名等をふせて県ホームページに回答を掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ・【様式1】参加申込書
- ・【様式2】事業者概要書

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3階）
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課 在宅医療・医療連携係
TEL:0742-27-8676
FAX:0742-22-2725

(6) 参加資格の喪失

参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。ただし、その場合も本要領10（2）に記載した審査内容及び別表評価基準を満たす者とする。

- ①本要領3に定めた参加資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書等の提出があったとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- ⑥一以上の審査項目に記載がないとき。
- ⑦プロポーザル不参加のとき。
- ⑧上限額を超える金額の見積書が提出されたとき。
- ⑨その他不正な行為があったとき。

(7) その他

書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

- ・【様式3】企画提案書
- ・【様式4-1】配置要員経歴（総括責任者用）
- ・【様式4-2】配置要員経歴（担当者用）
- ・【様式5-1】要員体制・役割分担
業務の実施体制、実施内容、担当者間の役割分担を具体的に記載すること。
- ・【様式5-2】個人情報保護等情報管理体制
個人情報等の管理上の対策（運用上の仕組みやルール作り）、個人情報等の保護に関する従業員への研修内容、研修計画を記載すること。
- ・【様式6】同種業務の実施実績
公告日から過去5年間に受託した在宅医療又は介護に関わる専門職を対象とした調査（アンケート調査又はインタビュー調査）業務の実績を記載すること。
- ・【様式7】スケジュール
具体的な作業内容を詳細に記述した、令和3年3月3日（水）データ納品までのスケジュールを作成すること。

・【様式8】 質問項目と選択肢の提案

仕様書の「4. 在宅の定義」と「5. 在宅医療の需要の考え方」を踏まえた上で、「6. 調査項目（1）質問項目」の(a)～(d)に示した内容を明らかにできるような質問項目と選択肢を提案すること。

提案にあたっては、「①入所施設以外の事業所に勤務する介護支援専門員への質問項目と選択肢」と「②入所施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に勤務する介護支援専門員への質問項目と選択肢」に分けて提案すること。

＜①②共通の注意事項＞

(c)「在宅医療の阻害要因」の選択肢は、地域包括ケアシステムの考え方を踏まえた上で、療養者側の要因と医療提供者側の要因の両方が含まれるようにすること。

＜②の注意事項＞

(c)「在宅医療の阻害要因」の選択肢について、上に示した共通の注意事項に加え次の点にも注意すること。入所施設の利用方法として短期的な利用と長期的な利用が想定されるが、短期的な利用と長期的な利用では、施設を利用する理由や利用者を取り巻く環境が異なると考えられる。短期的な利用と長期的な利用の違いを明確にできるような質問項目と選択肢を提案すること。

・【様式9－1】 調査票の設計に関する提案

1. 調査票の回収率を高める方法を提案すること。
2. 仕様書の「6. 調査項目（2）フェイスシート（回答者の属性）」に記載したものを参考に、調査で問うべき回答者の属性を提案すること。提案にあたって「○ ○を明らかにするには△△（性別、市町村など）別に傾向の違いを見る必要があるため、△△を調査票で問う必要がある」というように、理由も含めて具体的に提案すること。

・【様式9－2】 分析に関する提案

1. 在宅医療を推進するために優先して取り組むべき課題を明らかにするには、どのような方法で回答結果を分析すればよいか提案すること。
2. 調査結果と実態に偏りが生じる可能性など、分析にあたって注意すべき点を挙げ、克服するための方法を提案すること。

・【様式10】 見積書

委託上限額4, 180千円を超えないこと。内訳がわかるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、**【様式3】企画提案書以外の提案書類【様式4～10】**については、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可。

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出期限

令和2年9月18日（金）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便にすることとし、期限までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県庁舎主棟3階)

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 在宅医療・医療連携係

TEL: 0 7 4 2 - 2 7 - 8 6 7 6

FAX: 0742-22-2725

(6) その他

- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りでない。書体は任意とする。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。

- ① 審査予定日：別に通知する日時（９月下旬～１０月初旬）
- ② 実施方法：シスコシステムズの WebEX を用いてリモートでのプレゼンテーションを実施。プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。
- ③ 時間：１提案者あたりの説明時間は３０分を予定し、内訳は次のとおりとする。
プレゼンテーション：２０分
質疑応答：１０分
- ④ 出席者：プレゼンテーションへの参加は３名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。
- ⑤ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。
（追加資料の提出は認めない。）

(2) 審査内容

提出された企画提案書について、在宅医療実態調査業務委託事業者選定審査委員会において、別表評価基準に基づき審査を行い、合計点数の最も高い事業者を選定する。

①別表評価基準に記載された評価項目ごとに採点を行い、合計 100 点満点で評価を実施する。

②提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の 6 割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、最高得点者が 2 者以上であった場合は審査委員会の合議により受託事業者を特定する。この場合、評価基準のうちウエイトの高い評価項目の得点を考慮する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

③提案者が 1 者の場合、評価基準による得点が満点の 6 割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することができる。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

(3) 審査結果

決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。

選定結果については、企画提案書提出者からの申し出があり、上記結果通知文書を地域医療連携課に持参し、提出者と同じ（その構成員である場合も含む）であることを確認できた場合には、提出者の順位、合計点及び評価項目ごとの得点を記載した書類を閲覧できるものとする。

1 1 契約の締結

(1) 契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を行う。

(2) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行う。

(3) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

(ア) 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

(イ) 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(ウ) 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ) 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (4) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するように指導すること。
- (5) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1 2 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 3 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が「1 2. 契約の不締結」（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

14 留意事項

新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県と協議を行い、県が決定する。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時期	内容
令和2年8月24日（月）	公告
令和2年8月31日（月）	質問票の提出期限
令和2年9月 4日（金）	質問内容に対する回答
令和2年9月 9日（水）	参加申込書の提出期限
令和2年9月18日（金）	企画提案書の提出期限
令和2年9月下旬～10月初旬	プロポーザル審査委員会の開催（予定）